

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)	小美玉市 (236)	
地域名 (地域内農業集落名)	田余地区 (高崎、上玉里、田木谷、栗又四ヶ、東田中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■現状【令和5年度末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手(認定農業者)の人数 19経営体(うち70歳以上4経営体) <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰のあおりを受け、営農が成り立たない。 ・高齢化による担い手が不足している。 ・耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が取り組みたくなる魅力ある農業を進める。 ・スマート農業を進める。 ・圃場を環境整備し、効率が上がる農場を整備する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	448 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	448 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・同じ作物で集約化を図る。 ・畦畔除去の事業化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理機構を知らない人にも届くよう周知を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・区画やパイプラインなどの耕作、効率の上がる取組みを進める。 ・農家以外も視野に入れた計画を策定する。 ・事業費負担の軽減策を講じる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・法人化も視野に入れた利益を出せる農業を進める。 ・認定新規就農者を含めた就農支援を図る。 ・技術や6次産業化など、さらに踏み込める支援を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・法人化による合理的運営と補助を図る。 ・機械、施設の利用バンク等共同利用を進める。 ・受託組織を開拓するための支援を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】